

第1回小動物委員会の会議概要

(小動物臨床部会常設委員会)

日時 平成17年9月27日(火) 13:30~16:30

場所 日本獣医師会・会議室

出席者

- 【委員】 大草 潔 (仙台市獣医師会副会長(大草動物病院院長))
木俣 新 (静岡県獣医師会(木俣動物病院院長))
串田壽明 (前京都市獣医師会会長(串田動物病院院長))
桑島法昭 (千葉県獣医師会理事(八千代動物病院院長))
椿 亮 (大阪府獣医師会(フレンド動物病院院長))
夏堀雅宏 (青森県獣医師会(北里大学専任講師))
西間久高 (北九州市獣医師会会長(西間動物病院院長))
樋口雅仁 (大分県獣医師会副会長(動物整形外科病院院長))
細井戸大成(日本獣医師会理事・大阪市獣医師会副会長(鶴見緑地動物病院院長))
村中志朗 (東京都獣医師会副会長(広尾動物病院院長))
山根一真 (島根県獣医師会(浜田獣医科病院院長))
- 【本会】 中川秀樹(副会長)、大森伸男(専務理事)ほか

議 事

- 1 職域別部会の運営等
- 2 委員会の検討テーマ等
- 3 副委員長を選任(協議)
- 4 小動物医療対策の課題と要請活動等の経過等(報告)
- 5 今期委員会における検討の方向等(協議)
- 6 その他

会議概要

細井戸委員長(小動物臨床部会長)から開会が宣言され、その後、中川副会長から挨拶があった。その概要は次のとおり。

- (1)先の通常総会にて新役員が選任され新執行部が発足するとともに、日本獣医師会運営のための新しい枠組みである職域別部会制がスタートした。
- (2)農林水産省では昨年10月に小動物獣医療班が発足し、今年に入って小動物獣医療に関する検討会が設置されて検討がなされ、7月に報告書がまとまった。

- (3)こうした動きも踏まえて、国民的関心も高まっている小動物分野に関する本会の活動において、この委員会がぜひとも中心的役割を果たしていただきたい。

1 職域別部会の運営等

- (1) 大森専務理事から委員紹介が行われた後、資料に基づき、職域別部会制の役割、本委員会の組織上の位置づけ（小動物臨床部会の常設委員会としての位置づけ）、運営規程等の説明が行われた。その中で、以下の点が特に示された。

ア 従来の専門委員会等の役割は会長から諮問を受けて検討・協議し回答するというものだった。これに対し、職域別部会は職域別の事業運営機関として本会の事務事業を推進する立場で積極的に活動し、三役会議や理事会にも提言をしていくことが求められている。

イ 委員には、各地区からの推薦を受けた者あるいは学識経験者に就任していただいたが、それぞれの立場からご発言いただき、今後も本会のよりよい運営にご協力いただきたい。

また、細井戸委員長から、本委員会は部会制の位置づけの中で小動物に関する諸課題に積極的に対応する。各委員は本委員会での検討内容を各地の会員に積極的に伝えていただきたい旨要望された。

- (2) 本件については以下のとおり質疑応答がなされた。

ア 「日本獣医師会の理事のうち、本委員会に所属している理事が1名だけでは理事会への提言もなかなかままならないのではないか。」との意見に対し
「職域理事は、その職域分野の活動に責任を負う立場で理事会に出席している。なお、各委員会には会長・副会長にも出席を依頼し、委員会での検討状況を理解していただくよう配慮している。」旨回答された。

イ 「この委員会の召集は必要に応じて委員長が行えるのか。これだけの仕事をするのに年間2回程度では無理なのではないか。」との意見に対し
「部会委員会は会長が召集するものであるが、事業運営機関である部会に所属するものであり、今後の開催方法や検討内容等は委員会の意向を踏まえて決定される。」旨回答された。

ウ 「仕事が多岐にわたるので、委員の中でさらに仕事を分担する必要があるのではないか。」との質問に対し
「それぞれの議案ごとに担当を決めるなど、詳細は会議の中で検討していただきたい。」旨回答された

2 委員会の検討テーマ等

大森専務理事から資料に基づき以下のとおり、本委員会の検討テーマが示された。

診療技術の高度化・多様化、専門分化に対応した小動物医療提供体制整備の方向
動物診療施設運営のあり方

狂犬病予防注射事業整備の方向

獣医療計画制度における小動物臨床体制整備の基本方針の整備・充実

3 副委員長を選任（協議）

細井戸委員長から西間久高委員が副委員長に推薦され、全会一致で承認、選任された。

4 小動物医療対策の課題と要請活動等の経過等（報告）

資料に基づき以下のとおり説明が行われた。

(1)大森専務理事から小動物医療対策（当面の課題と対応の方向等・平成16年8月16日農林水産省との勉強会資料：資料1）が示され、特に以下の点について説明された。

ア 小動物診療獣医師に対する臨床研修の実施については平成4年に改正された獣医師法で定められているが、臨床研修実施者が小動物分野では極めて少ない。法において臨床研修は農林水産大臣指定施設で実施することとされているが、家畜共済診療施設が農林水産大臣指定施設となるなど体制が整備されている産業動物医療分野に対し、小動物医療分野では、大臣指定施設の整備がなされておらず、小動物診療に携わる獣医師の多くが民間診療施設で卒業一定期間の実習を受けて開業するのが実情である。これに対し、本会としては民間診療施設が農林水産大臣指定施設として指定を受けられる制度を整備するとともに、大学の診療施設を中心に、連携する民間診療施設で臨床研修を行うシステムの構築、研修指導獣医師の認定基準及び臨床研修プログラムの整備、勤務獣医師が臨床研修を受けやすくする財政措置を含めた支援等が必要である。

イ 動物医療技術の高度化、多様化並びに専門分化等の需要動向に対応した動物医療提供体制の質の確保及び診療施設間の連携の確保においては、獣医師専門医制の構築が必要である。一方、獣医核医学については、PET等最新の技術に対応するための施設設備基準、放射線防護規定の整備等が喫緊の課題となっており、獣医療法施行規則の改正等対応への検討・要請等を進めていくことが必要である。

ウ 適正な動物医療提供の視点に立った広告制限規定のあり方については、獣医師としての品位にもとる法律・倫理違反行為が頻発する中で、規定に基づく取締りを強化する一方、飼養者の選択を容易にするため、積極的な情報開示を促進することが必要。ただし、診療現場に混乱を生じないように配慮した上で、慎重な検討が求められる。また、本会で5年前から推進している獣医師生涯研修事業における認定獣医師である旨の表示等は、飼育者への情報提供の一環として、広告して差し支えないものとするよう要請していきたい。

エ 獣医療補助者制度の整備による診療補助業の法規制とその健全育成の在り方の検討については、動物看護師の質の確保、供給の安定を図るとともに、診療補助行為として獣医師の指導の下での実施が許される範囲を整理する必要がある。

オ 大学教育課程において獣医学生が行う臨床実習の在り方の検討については、指導教官のもとで、獣医師の専管とされる獣医療行為を学生が実施することがどこまで可能なのか、どのような条件下で行われるべきか、というガイドラインを検討

する必要がある。また、卒後臨床研修同様に獣医学生の教育においても大学付属診療施設と民間診療施設との協力・連携体制の整備が求められている。例えば来年から6年制教育がスタートする薬学部では、大学と一般の薬局とが連携して実務研修を行うシステムが確立している。

- カ 獣医療提供整備基本方針の整備については、現在の方針の内容が産業動物医療に重点がおかれたものとなっているので、小動物医療に関する事柄をどのように盛り込んでいくかということが課題であり、本委員会における検討を踏まえて、要請活動等の実施につなげていきたい。
- キ 家庭用動物用飼料(ペットフード)の品質確保対策と療法食(処方食)の流通等の在り方の検討については、現在、家畜や養殖水産動物等の飼料に対する法規制はあるが、ペットフードには規制がない。関連団体と協議しながら、所要の対応について検討する必要がある。

(2)大森専務理事から要請書「動物医療提供体制の整備促進について」(資料2)が示され、資料1の内容をふまえ、本会が行った要請活動について報告された。

(3)細井戸委員長から、農林水産省小動物獣医療に関する検討会(以降「検討会」)報告書概要及び報告書(資料3)が示され、報告された。この中で、各課題に対して検討会が示した今後の方向性が紹介され、今後の見通しについて以下のとおり説明された。

- ア 卒後臨床研修については、今回の検討会案をうけて今後獣医事審議会で検討され、具体的な施策が講じられることになっている。
- イ 獣医核医学については、検討会内でも作業部会を立ち上げて報告をまとめた。今後、文部科学省での審議等を経て法令の整備に向けて進んでいくと思われる。
- ウ 獣医療における専門医については、日本獣医師会、日本獣医学会等の関係団体で体制の整備を進めるよう提言されている。
- エ 獣医療における広告規制については、獣医事審議会で検討され、法令改正作業にとりかかることになっている。ただし、行き過ぎた顧客誘引行為を避けるため、診療料金については検討会案でも規制を緩和しない方向でまとめた。
- オ 獣医療補助者については、本会のリーダーシップが期待されている。日本動物看護学会、日本小動物獣医師会、日本動物病院福祉協会、全日本獣医師協同組合等、何らかの認定を行っているところと連携し、検討を実施する必要があるだろう。

(4)中川副会長から、現在の農林水産省での状況等が補足説明された。内容は次のとおり。

- ア 9月5日に開かれた獣医事審議会において、農水省から今回の検討会報告書についての説明があったが、出席者からの質問等は特になかった。
- イ 報告書に書かれた諸課題は、法整備を含めて農水省が中心となってやっていくことと、本会を含めた関係団体が中心となってやっていくことに分かれていると考えられる。例えば卒後臨床研修体制の整備等については、報告書にある、民間診

療施設の農林水産大臣指定条件等について、現実的であるのか否か、また実現に向けてどう具体化していくのかということをも本会として改めて検討し、提案・要請を続けていかなければならない。

5 今期委員会における検討の方向等（協議）

細井戸委員長から資料に基づいて本委員会における主な課題と検討事項が示され、協議された。大要は次のとおり。

(1) 主な課題・検討事項のうち、以下のものについてはそれぞれ示した他の委員会等にゆだねることとし、本委員会としての意見があれば各委員会に申し送ることが確認された。

- ア 獣医師専門医制については獣医師専門医制検討委員会(学術部会個別委員会)に、
- イ 日本獣医師会生涯研修事業に関しては獣医師生涯研修事業運営委員会(学術部会個別委員会)に、
- ウ 獣医師に対する生涯研修の支援に関しては三学会等に、
- エ 診療獣医師の法令違反、倫理違反については獣医師道委員会に、
- オ 共通感染症対策については公衆衛生委員会(公衆衛生部会常設委員会)に、
- カ 学校飼育動物への対応については学校飼育動物委員会(小動物臨床部会個別委員会)に、
- キ 獣医師賠償共済対策については獣医師福祉共済事業運営委員会(職域総合部会個別委員会)に、

(2) 「小動物診療獣医師に対する臨床研修体制の整備」については、次のような意見交換が行われた。

- ア 臨床研修実施体制について獣医師法に臨床研修の努力義務が定められているにも関わらず、小動物分野の研修実施者は毎年20人程度にとどまっている。この原因としては、家畜共済施設が農林水産大臣の指定施設になる等、産業動物分野においては多数の施設が指定されているのに対して、小動物分野での研修施設が大学の附属動物病院に限られていることがあげられる。
- イ 現在獣医学系卒業生の約半数が小動物分野に進んでいる。獣医師法に卒後の臨床研修に関する努力義務が規定されているならば、1000名の卒業生の半数が臨床研修を受けられるだけの十分な研修施設が必要ではないか。
- ウ 現在、卒業生の多くは民間の動物病院に卒後の臨床経験の場を求めている。しかし、施設ごとに研修実態にはばらつきがあり、均質な技術は身につけられない。
- エ 新卒者の受け入れ先の実態はまちまちで、あくまで見習いとして低水準の待遇で働くことを強いられるケース、あるいは非常によい待遇を受けつつも、企業化した診療施設の中で資格を利用した「注射係」のような勤務実態であるケースもあり、幅広い臨床経験とは程遠い。

- オ やはり卒後1年間は大学で診療経験を積むべきではないか。大学側も、獣医学系大学がない県や都市部に附属病院を設置するなど、飼養者のニーズと研修施設の確保を同時に満たす工夫をすることが望まれる。
- カ 卒業生が小動物を診療するにあたって、何が必要なのか、何を学ばせたいのかを吟味してガイドラインを作ることが必要ではないか。
- キ 検討会報告書では、指導獣医師の基準案として、「専門医」を一つの条件とすることが掲げられているが、まずわが国における適正な専門医の養成システムの確立が急務である。
- ク 大学での教育においては、学生が実際に飼育動物の診療に係る必要があるが、獣医師免許を持たないため診療行為を行うことはできず、その対応についての制度化がなされていない。指導教官の指示のもと獣医学生が一定の診療行為をできる仕組みが必要である。
- ケ 法制面での制約と施設・教員の問題から、大学での臨床実習は難しく、臨床経験のない卒業生がいきなり現場に出るのが実状である。卒業後の研修システムの充実はずいぶん必要である。
- コ 大学での診療が二次診療中心で専門化、高度化していく中、一次診療を行う獣医師としての基礎的な知識や技術を大学で身につけるのは難しくなっているのではないか。
- サ 以上の意見を受けて、卒後臨床研修における大学附属動物診療施設と民間動物診療施設との連携等について農林水産省小動物医療に関する検討会委員である中川副会長、細井戸委員長からは次のような農林水産省における検討会協議内容の紹介があった。
- (ア) 卒後の臨床研修は必要であるというのが検討会の基本的考え方。2年くらい必要だというのが臨床現場での感覚だが、ともかく1年間の臨床研修の仕組みを整えようという方向で結論づけられた。検討会では、最低3カ月は大学の施設で高度医療等の実際を学び、9ヶ月は指定された民間施設で臨床研修を行う案が出されている。どこの大学、どこの施設で学んでも同質の教育を受けられるカリキュラムを作るのが課題である。
- (イ) 卒後臨床研修は大学でやるべきという意見も検討会の中で出されたが、大学側としてみれば、研修生といっても7年生がいるのと同じ負担を強いられるため実現はなかなか難しい。そこで、民間施設を指定し、臨床研修の受け皿として協力してもらおうということになった。
- (3) 「獣医核医学等の高度医療対応」については、次のような意見交換が行われた。
- ア 文部科学省でも委員会が設置されて検討が続いているということで、今年度中にも獣医療法施行規則の改正について結論が出されると思われるが、本委員会での検討内容は何か。
- イ 現場での運用に係る講習会や研修会を本会が中心となって行う必要があると思われるので、そのためのしかるべき予算措置について要請すべきである。

- (4)「法令違反、倫理違反への対応」については、「罰則規定があっても継続して違反を続けるような事例が後を絶たない。」「獣医師個人の倫理観の向上と共に、取り締まり体制の確立も必要。」「農林水産省に小動物獣医療班ができたことをうけ、地方でも小動物にかかわる部署を作る動きが出始めており、これをもっと推進していくべきではないか。」との意見が出された。
- (5)「広告規制の見直し」については、規制に関する議論の一方でインターネットのホームページには規制の網をかけられないなどの問題があるとの意見が出された。また、細井戸委員長から、倫理関係の諸問題は獣医師道委員会にゆだねることとして、本委員会では規制緩和の流れの中で、検討会の報告も踏まえた議論を進めていくべきではないかとの意見が出された。
- (6)「動物医療補助者制度のあり方」については、次のような意見交換が行われた。
- ア ペットが増加し、一方で獣医師が1名という診療施設が多い中、獣医師と動物医療補助者とは今後さらに密接な関わりが求められる。
 - イ 今の法制度の中では動物医療補助者の認定制は望めないので、獣医師法において獣医師の指示の下に獣医療補助者が行うことができる行為について明確にする必要がある。
 - ウ 現実とはともかく、法規制がされてはじめて国が認めた資格となるのだから、動物医療補助者を今後の獣医療を支える人々としてとらえ、しっかりした法整備を考えていくべきである。
- (7)「狂犬病予防注射事業整備の方向」については、別紙「地区獣医師会連合会長会議協議了承事項」が紹介され、これを基本として改正する必要の有無について検討を行うとの方向性が確認された。
- (8)「獣医療計画制度における小動物臨床体制整備の基本方針の整備充実」については以下のとおり意見交換が行われた。
- ア まず事務局から獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(資料3)が示され、特に以下の点が説明された。
 - (ア) この基本方針は、獣医療法に基づき農林水産大臣が定めるものであり、各都道府県はこの基本方針に即して都道府県計画を定めることができることとされている。
 - (イ) 現状では、基本方針の中に小動物獣医療に係る部分は少なく、産業動物中心にかかっている印象は否めない。今後、小動物に係る内容を充実させていくため、本委員会の検討結果を踏まえて基本方針が改正されるよう、本会としての要請活動を進めていく必要がある。

イ 続いて、以下のとおり意見が出された。

(ア) 現在の基本方針にはわずか2行しか記載がない臨床研修について、今後整備を進めていこうということだが、基本方針に書かれたからといって、現実に整備するのは難しいのではないか。私立大学はともかく、国立大学は教員配置や設備等、厳しい状況に置かれている実情で、これ以上何かをするのは無理と思われる。この現実を農林水産省、文部科学省は十分認識していただきたい。

(イ) 基本計画の改正時期に関する質問に対し、大森専務理事から、獣医事審議会の審議をへてここ数年のうちに改正に関する検討が開始されるのではないかと回答がなされた。

まとめ

(1) 細井戸委員長から、今後の検討課題の中から優先的に取り上げたいものとして、以下5つの議題が示され、検討に入ることが了承された。

ア．小動物診療獣医師に対する臨床研修体制の整備

イ．獣医核医学等の高度医療対応について

ウ．広告規制の見直しについて

エ．動物医療補助者制度のあり方

オ．狂犬病予防注射事業整備の方向

(2) 次回委員会は12月第3週～1月第2週の間に行うことが確認された。これに先立ち、10月中旬までに細井戸委員長が検討事項ごとの担当を決定し、次回委員会までに各項目の論点についてのとりまとめを提出することが確認された。

(3) 最後に、細井戸委員長から、今回は現状とこれまでの活動の経過を理解することが中心であったが、次回からは具体的な議論を進め、鋭意とりまとめていきたいとの発言があった。

(4) 中川副会長から、委員の皆様のご努力をもって、本委員会がすばらしい結果を示していただけるよう期待するとの挨拶があり、会議を終了した。